

事務連絡
令和4年3月23日

各地方整備局等総務部会計課担当者 殿

企画部広域計画課担当者 殿

各地方公共団体

社会資本整備総合交付金担当者 殿

国 土 交 通 省 大 臣 官 房
社会資本整備総合交付金等総合調整室

令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて（補足）

平素より、国土交通行政の推進についてご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分の見直しについては、令和3年12月27日付け大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室通知にてお知らせしたところですが、今般、別紙のとおり、質疑応答集（Q&A）をまとめましたので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

以上

<添付資料>

別紙 防災・安全交付金の重点配分対象の見直しに係る質疑応答集（Q&A）

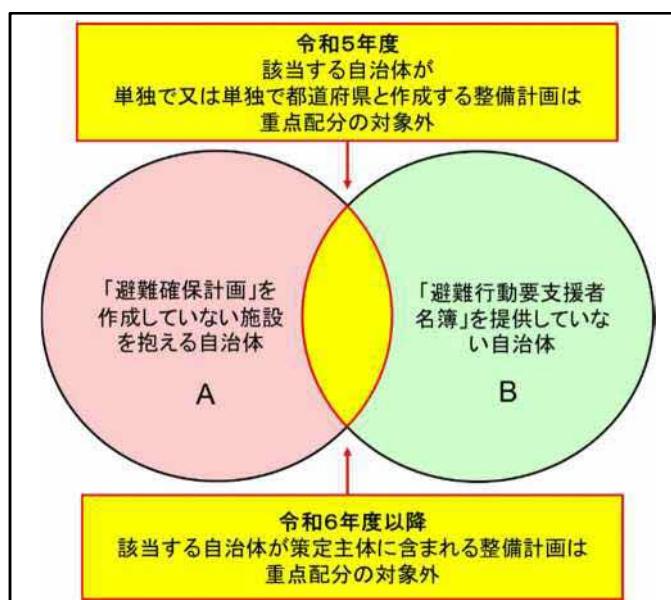
防災・安全交付金の重点配分対象の見直しに係る質疑応答集（Q & A）

<全体>

問 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成と市町村長による避難支援等関係者への名簿情報の提供は、どちらかを行っていれば重点配分の対象となるか。

(答)

- 令和5年度は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域）内にあり、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が避難確保計画を作成しているか、避難支援等関係者へ名簿情報の提供を行っているか、いずれかの取組が行われていれば、重点配分の対象となります。
- 令和6年度以降は、「土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内にあり、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設のうち避難確保計画の作成を行っていない施設があり、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村」が整備計画の策定主体に含まれる場合は、重点配分の対象外となります。
- 考え方は下図をご参照ください。



【補足説明：重点配分対象外の条件】

- ・令和5年度：AかつBの【市町村が単独で又は単独で都道府県と整備計画を策定する場合】
- ・令和6年度以降：AかつBの【市町村が策定主体に含まれる場合】

A：土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域）にあり、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設のうち避難確保計画を作成していない施設がある

B：避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない

問 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成状況や市町村長による避難支援等関係者への名簿情報の提供状況は「どのように」把握するのか。

(答)

- 整備計画の備考欄に、避難確保計画の作成状況や避難支援等関係者への名簿情報の提供状況を記載いただく予定です。
- 整備計画の変更様式は別途お知らせいたします。既に提出いただいている整備計画であっても、令和5年度予算の配分を要望する重点計画であれば、整備計画の変更手続を行ついただき、避難確保計画の作成状況や名簿の提供状況を記載いただく予定です。

問 防災・安全交付金の全事業が対象となるのか。

(答)

- 災害時の円滑かつ迅速な避難の確保といったソフト対策の実施を図ることで、地域の防災・減災対策、安全の確保を推進するため、防災・安全交付金の全ての事業を対象としております。

<要配慮者利用施設における避難確保計画の策定関係>

問 避難確保計画を作成すべき要配慮者利用施設の定義如何。

(答)

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条の2及び水防法(昭和24年法律第193号)第15条の3に定めのあるとおり、円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められ、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設を対象といたします。
- ただし、令和3年7月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設は、当面の間、対象外といたします。

問 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成状況は「いつ時点」のものを整備計画に記載するのか。

(答)

- 原則として、水管理・国土保全局が例年実施している水防法・土砂災害防止法に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査のうち、予算配分年度の前年度9月末時点の調査結果を整備計画に記載してください。

- ただし、同年度 12 月末時点で、避難確保計画の作成及び避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供の条件が満たされている場合、重点配分の対象となります。この場合、避難確保計画の作成状況について、12 月末時点の情報を記載いただいてもかまいません。
- 整備計画の変更様式、記載方法は別途お知らせいたします。

問 要配慮者利用施設が市町村内に存在しない場合、名簿情報の提供を行っていなくても重点配分対象となるか。

(答)

- そのとおりです。

問 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、全ての施設で避難確保計画を作成していかなければならないのか。要配慮者利用施設が新設された場合や土砂災害警戒区域や浸水想定区域の変更があった場合も同様か。

(答)

- 水管理・国土保全局が実施している水防法・土砂災害防止法に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査と同様、調査時点（9月末時点）で市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設を対象とし、避難確保計画の作成状況を提出していただくことといたします。
- 整備計画に 12 月末時点の避難確保計画の作成状況を記載いただく場合も 9 月末時点に市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設を対象といたします。
- なお、施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために市町村地域防災計画の更新及び避難確保計画の作成は、速やかに実施される必要があると考えます。
- ただし、令和 3 年 7 月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 31 号）に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設は、当面の間、対象外です。

〈市町村長による避難支援等関係者への名簿情報の提供関係〉

問 避難支援等関係者の定義如何。

(答)

- 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 11 第 2 項に規定されているとおり、地域防災計画の定める避難支援等関係者を指します。このことに関する詳細は、内閣府または消防庁にお問い合わせください。

問 市町村長による避難支援等関係者への名簿情報の提供状況は「いつ時点」のものを整備計画に記載するのか。

(答)

- 予算配分年度の前年度 12月末時点の情報を記載してください。
- 整備計画の変更様式、記載方法は別途お知らせいたします。

問 避難行動要支援者名簿に記載等されている情報は全て避難支援等関係者に提供しなければ、重点配分対象とならないのか。

(答)

- 避難行動要支援者名簿に記載等されている情報の提供は、避難行動要支援者名簿に記載等されている事項の一部であっても重点配分対象となります。なお、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報の避難支援等関係者への提供は、避難支援等の実施に必要な限度で行うこととされています。
- また、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿に記載等されている情報の提供を行った実績があれば重点配分対象となります。

問 避難行動要支援者名簿を作成していない場合、重点配分対象となるか。

(答)

- 避難行動要支援者名簿を作成していない場合は、全ての要配慮者利用施設が避難確保計画を作成していない限り、重点配分の対象とはなりません。

問合せ先

防災・安全交付金の制度全般に関すること

国土交通省 大臣官房 社会資本整備総合交付金等総合調整室

課長補佐 志田、係長 田中、城戸

TEL 03-5253-8111 (57739)

避難確保計画作成（水防法）に関すること

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室

課長補佐 三村、係長 太田

TEL 03-5253-8111 (35439、35457)

避難確保計画作成（土砂災害防止法）に関すること

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 松本、係長 根岸、今野

TEL 03-5253-8111 (36152、36134、36154)

避難行動要支援者名簿の情報提供に関すること

内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付

参事官補佐 藤田、塚原、松崎

TEL 03-5253-2111 (51353)